

熊本県福祉総合相談所

一時保護課

育休等代替臨時職員採用試験案内

保育士又は児童指導員

申 込 受 付 期 間

随時募集します

1 職種、採用予定数、配属予定先、採用任期、業務内容等

| 職 種            | 採用予定数 | 配属予定先      | 任期                        |
|----------------|-------|------------|---------------------------|
| 保育士又は<br>児童指導員 | 1名    | 熊本県福祉総合相談所 | 任用の日～<br>令和7年(2025年)7月18日 |

●業務内容：児童相談所一時保護所における入所児童支援等の業務※正職員と同様の業務に従事します（臨時補助職員とは異なります）。

2 合格の有効期間等

- ・ 合格の有効期間は、合格発表の日から令和7年(2025年)7月18日までとし、合格者が複数いた場合は、成績の上位者から順に任用するものとします。
- ・ 本県に臨時補助職員、非常勤職員又は育休等代替臨時職員として採用されたことがある場合には、それらの任用期間に応じて、育休等代替臨時職員としての採用時に2週間から2か月を経過していることが必要となる場合があります。

3 受験資格

以下の①～⑦のいずれかに該当し、かつ、パソコンの基本操作能力（ワード・エクセル）を有する者

- ① 保育士の資格を有する者
- ② 社会福祉士の資格を有する者
- ③ 精神保健福祉士の資格を有する者
- ④ 社会福祉主事の資格を有する者

大学や短期大学において厚生労働大臣が指定する科目（社会福祉概論、社会保障論、社会福祉行政などのほか、教育学、経済学、法学、民法、行政法など）のうち3つ以上履修して卒業した方は、社会福祉主事の任用資格を有します。なお、厚生労働大臣が指定する科目については、インターネットで「社会福祉主事任用資格の取得方法」で検索し、厚生労働省ホームページをご覧いただき、御自身の履修済科目が記載された大学の成績証明書又は卒業証明書を御確認ください。

- ⑤ 高等学校を卒業した者であって、二年以上児童福祉事業に従事した者
- ⑥ 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者
- ⑦ 三年以上児童福祉事業に従事した者

※ただし、次のいずれかに該当する方は、受験できません。

- ・ 日本国籍を有しない者
- ・ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 熊本県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 勤務条件等

(1) 任用期間

任用の日～令和7年(2025年)7月18日

正職員の産前・産後休暇及び育児休業期間の全部又は一部の期間（基本的には1年程度）ですが、育児休業中の正職員が予定より早く復帰した場合等は、当初

の任用期間より早く退職となることがあります。

(2) 契約更新の条件

職員が一定期間以上の育児休業をするとき、必要に応じ、契約を更新する場合があります。

(3) 給与（月額の一例：令和6年(2024年)4月現在）

- ・高卒：行政職1級5号給 166,600円～
  - ・短卒：行政職1級13号給 176,100円～
  - ・大卒：行政職1級21号給 187,300円～
- ※いずれも学歴、職歴に応じ加算措置があります。  
※諸手当（通勤手当、住居手当、期末勤勉手当など）  
※勤務が6月を超えた場合は退職手当

5 試験の方法、配点等

| 試験    | 試験内容   | 配点   |
|-------|--|------|
| 小論文試験 | 公務員として必要な文章による表現力及び論理性などについて、記述式による筆記試験（一般教養的課題）を行います。 | 50点  |
| 面接試験  | 個別面接による口述試験を行います。                                      | 100点 |

[注意：試験の際に持参するもの]

- ・筆記用具（鉛筆・消しゴム等）。時計は、計時機能だけのものに限ります。

6 試験の日程、会場等

| 試験            | 試験会場・集合場所                               | 合格発表                   |
|---------------|---|------------------------|
| 小論文試験<br>面接試験 | 日程：申込者と協議して決定した日（随時実施）<br>会場：熊本県福祉総合相談所 | 試験後7日以内に電話により合否を通知します。 |

7 申込手続等

|                  |      |  |
|------------------|------|--|
| 申<br>込<br>手<br>続 | 申込先  | 熊本県福祉総合相談所<br>住所：〒861-8039 熊本市東区長嶺南2-3-3<br>電話：096-381-4411 担当：一時保護課 福田  |
|                  | 申込方法 | 申込者は、ハローワークを通じて氏名・連絡先を確認の上、ハローワークからの「紹介状」及び「履歴書（写真添付）」及び各職種に関する免許の写しを、上記宛先まで持参又は郵送してください。<br><u>郵送する場合には、必ず特定記録郵便にし、封筒の表に「一時保護課 育休代替臨時職員申込」と朱書きしてください。</u><br>履歴書の写真は、申込前3か月以内に写したもので、本人と確認できるものを貼り付けてください。（縦4cm×横3cm程度） |
| 受<br>付<br>期<br>間 |      | 随時募集します。<br>持参又は郵送してください。<br><持参の場合><br>受付時間 午前8時30分～午後5時15分<br>※土曜日、日曜日及び祝日は、閉庁日のため受付できません。   |

8 試験結果の情報提供について

この試験の結果については、以下のとおり情報の提供を求めることができます。

受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証等）を持参の上、午前8時30分から午後5時15分までの間に直接提供場所へお越してください。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付をすることができません。

なお、電話、メール、郵便等による提供の求めに対しては提供できません。

| 提供を求めることができる人 | 提供する内容             | 提供可能期間           | 提供場所       |
|---------------|--------------------|------------------|------------|
| 受験者本人         | 総合順位<br>及び<br>総合得点 | 合格発表の日から<br>1か月間 | 熊本県福祉総合相談所 |

9 問い合わせ先

熊本県福祉総合相談所

住所：〒861-8039 熊本市東区长嶺南2-3-3

電話：096-381-4411 担当：一時保護課 福田